

鳴門市から転出される方へ

1 「転出証明書」をお渡しいたします。特例転出をした方は転出証明書の発行はございません。

●マイナンバーカードをお持ちの方は以下の期限内に転入の手続きをしてください。

この期限が過ぎるとカードは失効し、再発行される場合は有料となります。

・転出した日が今日（窓口で届出した日）より過去で 転入もその日付で手続きをする場合	➡	転入した日から 14 日以内
転出する日が今日（窓口で届出した日）より未来の場合 ※但し実際の転入日によっては、この限りではありません。	➡	転出予定日から 30 日以内

●特例転出をした方は、転入手続きの期限が過ぎた場合、転入届自体ができなくなる可能性があります。

●転出にともない、鳴門市において行う主な手続きには次のものがあります。

該当するものがあれば、お早めに担当課にお問い合わせをして手続きをしてください。

本日お渡しした転出証明書には、マイナンバー（個人番号）が記載されています。
取り扱いにはご注意ください。

対象となる方	鳴門市での手続	新住所地での手続
マイナンバーカードの交付を受けられている方	マイナンバーカードは転入地でも引き続きご利用いただけます。 なお、署名用電子証明書は転出（予定）日に失効します。	マイナンバーカードの継続利用手続きが必要ですので、 転入の際（もしくは転入から 90 日以内）にマイナンバーカードを持参して 所定の手続きをしてください。（ 暗証番号 が必要です）
マイナンバーカードの申請をしたが、まだ交付を受けていない方	鳴門市で申請の取下げをしてください。	転入手続き後、再度申請をしてください。
印鑑登録をされている方 なると市民カードをお持ちの方	資格は消滅します。 カードをお返してください。	必要な方は新たに印鑑登録をしてください。
国民年金に加入されている方	手続きは不要です。	基礎年金番号通知書又は年金手帳・マイナンバーカードを持参し、住所変更手続きが必要かどうか担当課で確認してください。
国民年金に加入されている方で、国外へ転出される方	市民課国民年金の窓口で、 資格喪失届 が必要です。引続き加入をご希望の場合は、 任意加入手続 が必要となります。	
国民健康保険に加入されている方	鳴門市での資格の適用は終了します。 保険課 に資格確認書をお返してください。	新住所地の市区町村で手続きをしてください。
後期高齢者医療資格のある方	転出（予定）日の翌日に資格が喪失します。 保険課 に資格確認書をお返してください。 新住所地提出用の負担区分等証明書は 保険課 で発行します。（県外転出の方のみ）	新住所地の市区町村で手続きをしてください。
児童手当を受けられている方	子育て支援課 消滅手続きをしてください。	転出予定日の翌日から 15 日以内に請求者のマイナ保険証・通帳・印鑑等を持参して申請手続きをしてください。手続きが遅れた場合は手当を受給できない月が発生することがあります。

裏面もありますのでご覧ください

児童扶養手当を受けられている方	子育て支援課 で住所変更(転出)手続きをしてください。	新住所地の市区町村で住所変更(転入)手続きをしてください。
子どもはぐみ医療費受給者証をお持ちの方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。 子育て支援課 に受給者証をお返しください。	制度の有無をお尋ねください。所得課税証明書(1月1日住所地のもの)が必要になる場合があります。
保育所(園)・幼稚園・認定こども園を利用されている方	支給認定者が転出する場合、鳴門市での各種支給認定と施設利用承諾はなくなりません。 こども保育教育課 にご相談ください。	保育所(園)・幼稚園・認定こども園の利用を希望される方は、新住所地の市区町村で認定申請等の手続きをしてください。
公立小・中学校に在学されている方	学校 で在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。	左記の書類を持参して、入学の手続きをしてください。
介護保険被保険者の方 (65歳以上の方)	長寿介護課 に介護保険被保険者証をお返しください。	手続きは不要です。
介護認定を受けられている方	手続きは不要です。	転入日から14日以内に、マイナンバーカードを持参し、手続きをしてください。
鳴門市ナンバーの原付等のプレートの交付を受けられている方	税務課 へナンバープレートをお返しください。登録を抹消し、廃車証明書を交付します。	廃車証明書と本人確認書類(運転免許証など)を持参して、新たにナンバープレートの交付を受けてください。市区町村によっては、廃車と同時に登録手続きを行えるところがありますので、転入地の市区町村であらかじめ確認してください。

(令和8年4月1日現在)

2 新住所での転入の手続きは

転出した(する)日から14日以内に次のものを持参して新住所地の市区町村に転入届をしてください。正当な理由がなく届出をされないときは、住民基本台帳法第52条第2項の規定により5万円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。

- 鳴門市からの転出証明書

(マイナンバーカードの交付を受けられている方はカードが必要です)

- 窓口に行く人の身分証明書・印鑑 (※押印廃止の市町村もあります)

※代理人による届出のときは、委任状が必要な場合もありますので、新住所地の市区町村で確認してください。

- マイナンバーカード (お持ちの方のみ)

3 転出を取りやめた場合は

本人がすみやかに転出証明書(マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード)と、身分証明書を窓口を持参して、転出取消の届出をしてください。

4 転出予定の住所と異なったところに転出する場合は

転出証明書をそのまま、住民登録する新住所地の市区町村に提出してください。転出証明書の転出先を変更する必要はありません。

5 連絡先

徳島県鳴門市役所 市民課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地

TEL (088) 684-1135